

令和 5 年 第 2 回
さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 2 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市税条例の一部改正について	市 長	P 5
2	さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部改正について	"	P 9
3	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	"	P11
4	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	"	P14
5	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について	"	P15
6	さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について	"	P18
7	令和 5 年度さくら市一般会計補正予算(第 4 号)	"	P19
8	権利の放棄について	"	P40
9	栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について	"	P41
10	佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について	"	P42
11	さくら市教育委員会教育長の任命同意について	"	P44
12	さくら市教育委員会委員の任命同意について	"	P45
13	さくら市農業委員会委員の任命同意について	"	P46
14	さくら市農業委員会委員の任命同意について	"	P47
15	さくら市農業委員会委員の任命同意について	"	P48
16	さくら市農業委員会委員の任命同意について	"	P49

番号	事 件 名	提案者	ページ
17	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P50
18	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P51
19	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P52
20	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P53
21	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P54
22	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P55
23	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P56
24	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P57
25	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P58
26	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P59
27	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P60
28	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P61
29	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P62
30	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P63
31	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P64
報告 1	令和4年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	”	P65
報告 2	令和4年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	”	P67
報告 3	令和4年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	”	P69

番号	事 件 名	提案者	ページ
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	市長	P71

議案第 1 号

さくら市税条例の一部を改正する条例について

さくら市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第

317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、

「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 82 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

27 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 15 条の 2 第 4 項及び附則第 16 条の 2 第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 82 条第 1 号エの改正規定及び附則第 4 条第 1 項の規定（この条例による改正後のさくら市税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分を除く。） 令和 5 年 7 月 1 日

(2) 第 34 条の 9 第 2 項並びに第 38 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2 及び第 47 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 の改正規定及び附則第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 4 条第 1 項（新条例附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支

払を受けるべきさくら市税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例附則第 10 条の 2 第 27 項の規定は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 82 条第 1 号エ及び附則第 16 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 15 条の 2 第 4 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第2号

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の
一部改正について

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和5年5月31日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の
一部を改正する条例

(さくら市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 さくら市国民健康保険税条例(平成17年さくら市条例第65号)の
一部を次のように改正する。

附則第22項中「令和2年2月1日から令和5年3月31日」を「令和4年度
分の国民健康保険税であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日」に
改め、「(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払
日)」及び「(被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第
1項の規定による届出がなかったため令和2年2月1日以降に納期限が到
来することとなった国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の
資格を取得した日から14日以内にあつたならば同年2月1日前に納期限
が到来すべきものを除く。)」を削る。

(さくら市介護保険条例の一部改正)

第2条 さくら市介護保険条例（平成17年さくら市条例第122号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「令和2年2月1日から令和5年3月31日」を「令和4年度分の保険料であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日」に改め、「（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）」及び「（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出がなかったため令和2年2月1日以降に納期限が到来することとなった保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同年2月1日前に納期限が到来すべきものを除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のさくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の規定は、令和4年度分の国民健康保険税及び保険料であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に納期限が到来する国民健康保険税及び保険料について適用し、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する国民健康保険税及び保険料については、なお従前の例による。

議案第3号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の
一部改正について

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和5年5月31日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の
一部を改正する条例

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さ
くら市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次条第1項」の次に「、第3条の3第2項」を加え、
「第3項まで」の次に「並びに附則第3項」を加え、「及び、」を「及び」
に改め、「保育所」の次に「(子ども・子育て支援法（平成24年法律第
65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）」を加え、
「幼稚園」の次に「(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）」を加え、
「認定こども園」の次に「同項に規定する認定こども園をいう。以下同
じ。）」を加え、同条第5項第1号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第3条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第3条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るた

め、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第3条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第6条中「設置するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限る」を加え、同条ただし書を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及び

まん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後のさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例第3条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第4号

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月31日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議案第5号

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
条例の一部改正について

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月31日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
条例の一部を改正する条例

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成
26年さくら市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第2条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図る
ため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事
業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、
取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活
における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健
全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条
において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要
な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第2条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第8条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第9条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のさくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後のさくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例第2条の2の規定の運用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 6 号

さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の
廃止について

さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条
例を次のように定める。

令和 5 年 5 月 31 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を
廃止する条例

さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和 2 年さ
くら市条例第 13 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,770 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 212 億 5,062 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金			
		2 県 補 助 金	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
22 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,163,416	△8,874	3,154,542
795,603	△8,874	786,729
1,505,434	4,878	1,510,312
474,725	4,878	479,603
1,352,308	△1,011	1,351,297
1,352,306	△1,011	1,351,295
1,441,800	△22,700	1,419,100
1,441,800	△22,700	1,419,100
21,278,336	△27,707	21,250,629

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
3 民生費	
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
7 土木費	
	4 都市計画費
9 教育費	
	6 保健体育費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,373,950	5,434	2,379,384
1,944,378	3,751	1,948,129
192,457	1,683	194,140
6,960,694	28,642	6,989,336
3,356,319	27,146	3,383,465
531,941	1,496	533,437
1,565,112	2,400	1,567,512
905,363	2,400	907,763
2,578,663	△66,000	2,512,663
1,479,149	△66,000	1,413,149
2,152,432	1,817	2,154,249
515,307	1,817	517,124
21,278,336	△27,707	21,250,629

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
都市公園施設更新工事（勝山パークブリッジ）	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	66,000

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育施設整備事業費	千円 28,200	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 30,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
都市公園施設整備事業費	106,900	同上	同上	同上	81,700	同上	同上	同上

令和5年度さくら市一般会計補正予算
(第4号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
15 国	庫 支 出 金	3,163,416
16 県	支 出 金	1,505,434
19 繰	入 金	1,352,308
22 市	債	1,441,800
	歳 入 合 計	21,278,336

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△8,874	3,154,542	
4,878	1,510,312	
△1,011	1,351,297	
△22,700	1,419,100	
△27,707	21,250,629	

歳出

款			補正前の額	補正額
2	総務費		2,373,950	5,434
3	民生費		6,960,694	28,642
4	衛生費		1,565,112	2,400
7	土木費		2,578,663	△66,000
9	教育費		2,152,432	1,817
歳出合計			21,278,336	△27,707

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,379,384	1,683			3,751	
6,989,336	19,921	2,500		6,221	
1,567,512	2,400				
2,512,663	△28,000	△25,200		△12,800	
2,154,249				1,817	
21,250,629	△3,996	△22,700		△1,011	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	3,163,416	△8,874	3,154,542
	2 国庫補助金	795,603	△8,874	786,729
	1 総務費国庫補助金	184,579	1,683	186,262
	2 民生費国庫補助金	190,609	15,043	205,652
	3 衛生費国庫補助金	151,362	2,400	153,762
	5 土木費国庫補助金	241,076	△28,000	213,076

16	県支出金	1,505,434	4,878	1,510,312
	2 県補助金	474,725	4,878	479,603
	2 民生費県補助金	313,045	4,878	317,923

19	繰入金	1,352,308	△1,011	1,351,297
	2 基金繰入金	1,352,306	△1,011	1,351,295
	1 財政調整基金繰入金	762,406	△1,011	761,395

22	市債	1,441,800	△22,700	1,419,100
	1 市債	1,441,800	△22,700	1,419,100
	2 民生債	28,200	2,500	30,700
	5 土木債	680,700	△25,200	655,500

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 総務費補助金	1,683	個人番号カード交付事務費補助金	1,683
2 児童福祉費補助金	14,295	子ども・子育て支援整備交付金 (2/3) 保育対策総合支援事業 (1/3)	12,555 1,740
3 生活保護費国庫補助金	748	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金	748
1 保健衛生費補助金	2,400	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (10/10)	2,400
2 都市整備費補助金	△28,000	公園施設長寿命化対策支援事業 (防災・安全交付金) (1/2)	△28,000

2 児童福祉費補助金	4,878	子ども・子育て支援整備交付金 (1/6) 保育対策総合支援事業 (1/3)	3,138 1,740

1 財政調整基金繰入金	△1,011	財政調整基金繰入金	△1,011

1 保育施設整備事業債	2,500	保育施設整備事業費	2,500
8 都市公園施設整備事業債	△25,200	都市公園施設整備事業費	△25,200

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	2,373,950	5,434	2,379,384	1,683			3,751
	1 総務管理費	1,944,378	3,751	1,948,129				3,751
		5 財産管理費	125,203	3,751	128,954			
	3 戸籍住民基本台帳費	192,457	1,683	194,140	1,683			
		1 戸籍住民基本台帳費	192,457	1,683	194,140	1,683		

3	民生費	6,960,694	28,642	6,989,336	19,921	2,500		6,221	
	2 児童福祉費	3,356,319	27,146	3,383,465	19,173	2,500		5,473	
		1 児童福祉総務費	1,557,928	24,276	1,582,204	18,093	2,500		3,683
		3 保育園費	570,805	2,870	573,675	1,080			1,790
	3 生活保護費	531,941	1,496	533,437	748			748	
		1 生活保護総務費	29,403	1,496	30,899	748			748

4	衛生費	1,565,112	2,400	1,567,512	2,400			
	1 保健衛生費	905,363	2,400	907,763	2,400			
		2 予防費	528,582	2,400	530,982	2,400		

7	土木費	2,578,663	△66,000	2,512,663	△28,000	△25,200		△12,800
---	-----	-----------	---------	-----------	---------	---------	--	---------

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
17 備品購入費	3,751	○公有財産管理運用事業 機械器具費	3,751 3,751
10 需用費	190	○個人番号カード交付事務費	1,683
		消耗品費	190
11 役務費	126	通信運搬費	126
		業務委託料	902
12 委託料	902	庁用器具費	160
		機械器具費	305
17 備品購入費	465		

14 工事請負費	19,500	○施設型給付・地域型給付等事業 補助金	4,776 4,776
18 負担金、補助 及び交付金	4,776	○放課後児童クラブ施設整備事業 工事請負費	19,500 19,500
12 委託料	1,246	○あおぞら保育園管理運営事業 業務委託料	1,988 1,246
17 備品購入費	1,624	庁用器具費	742
		○たいよう保育園管理運営事業	511
		庁用器具費	511
		○わくわく保育園管理運営事業	371
		庁用器具費	371
12 委託料	1,496	○生活保護事務 業務委託料	1,496 1,496

18 負担金、補助 及び交付金	2,400	○新型コロナウイルスワクチン接種事業 交付金	2,400 2,400

--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	4 都市計画費	1,479,149	△66,000	1,413,149	△28,000	△25,200		△12,800
	3 公園費	408,225	△66,000	342,225	△28,000	△25,200		△12,800

9	教育費	2,152,432	1,817	2,154,249				1,817
	6 保健体育費	515,307	1,817	517,124				1,817
	1 体育総務費	105,491	1,817	107,308				1,817

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	△66,000	○公園施設長寿命化対策事業 工事請負費
		△66,000 △66,000

12 委託料	1,817	○市民体育祭開催事業 業務委託料
		1,817 1,817

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
5-都市公園施設更新 工事（勝山パークブ リッジ）	66,000			令和5年度 令和6年度	66,000	28,000	25,200		12,800

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	13,575,238	12,949,997	1,564,800	1,673,520	12,841,277
(1) 総務	6,117,263	5,755,553	200,000	593,909	5,361,644
(2) 民生	321,562	288,000	30,700	59,014	259,686
(3) 衛生	325,596	297,808	2,300	28,480	271,628
(4) 農林水産	539,004	495,330	52,600	65,709	482,221
(5) 商工	90,410	80,410	47,400	8,820	118,990
(6) 土木	2,575,521	2,482,272	741,200	438,385	2,785,087
(7) 消防	567,784	505,196	401,000	73,682	832,514
(8) 教育	3,038,098	3,045,428	89,600	405,521	2,729,507
2 災害復旧費	88,993	76,683	0	16,480	60,203
(1) 公共土木施設	40,768	38,566	0	5,373	33,193
(2) 農林水産業施設	48,225	38,117	0	11,107	27,010
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	13,664,231	13,026,680	1,564,800	1,690,000	12,901,480

議案第 8 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

市営住宅使用料に係る債権 127,200 円（令和元年 8 月分から令和 2 年 3 月分）

市営住宅駐車場使用料に係る債権 8,000 円（令和元年 6 月から 8 月分及び 10 月分）

債権額計 135,200 円

2 放棄する権利の相手方

栃木県さくら市

個人 1 名

3 放棄の理由

裁判所が破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項に基づく免責決定が確定したことから、回収が不可能な債権を放棄するもの。

令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 9 号

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 10 月 1 日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成 18 年栃木県指令市町村第 1212 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「那須地区広域行政事務組合 佐野地区衛生施設組合」を「那須地区広域行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う退職手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体と協議のうえ定めるものとする。

令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分に関する協議書

令和 5 年 9 月 30 日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、下記のとおり定める。

記

栃木県市町村総合事務組合は、栃木県市町村総合事務組合負担金等条例（平成 18 年組合条例第 21 号）第 10 条第 1 項の規定により、佐野地区衛生施設組合が、栃木県市町村総合事務組合において退職手当支給事務を共同処理することとなった日から当該事務を共同処理しないこととなった日までの間に納付した一般負担金、特別負担金及び納付金の総額と、事務費に相当する金額として一般負担金の算定の基礎となった給料月額総額の総額に $\frac{0.85}{1000}$ を乗じて得た額に相当する額及び当該期間に支給した退職手当の総額の合計額との差額を佐野地区衛生施設組合に還付するものとする。

令和 年 月 日

さくら市長 花塚隆志

議案第 12 号

さくら市教育委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 稲見 純子

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 13 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

石塚 良男

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 14 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

大谷 伸二

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 15 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小川 圭一

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 16 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

片岡 純雄

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 17 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

神山 智子

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 18 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

軽部 喜一

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 19 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

軽部 俊典

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 20 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小菅 和彦

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 21 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小林 薫

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 22 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小林 義和

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 23 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小堀 義明

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 24 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 関 誠

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 25 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

高木 るみ子

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 26 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

田崎 次男

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 27 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

手塚 栄一

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 28 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

手塚 智枝子

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 29 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

手塚 裕一

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 30 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

七久保 勉

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 31 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

古澤 一郎

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志

報告第 1 号

令和 4 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 4 年度さくら市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 5 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

令和4年度さくら市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既定収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
3	民生費	2 児童福祉費 子ども子育て支援推進事業	6,900,000	1,800,000		1,800,000			
4	衛生費	1 保健衛生費 出産・子育て応援交付金事業	65,547,000	18,502,000		15,417,000			3,085,000
5	農林水産業費	1 農業費 農業用ため池防災減災対策事業	38,500,000	28,500,000		28,500,000			
6	商工費	1 商工費 物価高騰対策地元応援クーポン券発行事業	246,551,000	180,022,000					180,022,000
6	商工費	1 商工費 温泉源泉維持管理事業	104,275,000	4,011,000	4,011,000				
7	土木費	1 土木管理費 木造住宅耐震改修事業	4,000,000	1,000,000		750,000			250,000
7	土木費	2 道路橋梁費 道路維持補修事業	248,550,000	59,120,000		23,963,000	21,400,000		13,757,000
7	土木費	2 道路橋梁費 道路改良事業	257,694,000	97,817,000		34,267,000	29,800,000		33,750,000
7	土木費	2 道路橋梁費 市道U1-10号道路改良事業	42,117,000	42,117,000					42,117,000
7	土木費	2 道路橋梁費 草川地区雨水排水対策事業	54,008,000	34,568,000			34,500,000		68,000
7	土木費	3 都市計画費 氏家駅東地区魅力向上事業	4,631,000	3,930,000					3,930,000
7	土木費	3 都市計画費 お丸山公園等再生計画事業	30,003,000	28,594,000					28,594,000
9	教育費	2 小学校費 小学校施設長寿命化改良事業	95,000,000	95,000,000		30,000,000	60,000,000		5,000,000
9	教育費	2 小学校費 小学校運営事業	8,112,000	8,112,000		4,050,000			4,062,000
9	教育費	3 中学校費 中学校運営事業	2,704,000	2,704,000		1,350,000			1,354,000
9	教育費	5 社会教育費 氏家公民館運営事業	7,500,000	7,500,000					7,500,000

報告第 2 号

令和 4 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

令和4年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
						損益勘定 留保資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道改良事業費 (第1号取水場非常 用発電機更新工事)	47,707,000		47,707,000	47,707,000		0	0	海外で製造されている電子部品、樹脂材料等の納期遅延のため
		上水道改良事業費 (河戸浄水場残留塩 素計更新工事)	5,324,000	0	5,324,000	5,324,000		0	0	半導体等の電子部品の納期遅延のため
合 計			53,031,000	0	53,031,000	53,031,000		0	0	

報告第 3 号

令和 4 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

令和4年度 さくら市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	1	喜連川処理区築造工事 第2工区	円 16,000,000	円 0	円 16,000,000	円 5,841,000	円 8,800,000	円 1,359,000	円 0	円 0	掘削箇所に既設の埋設管が敷設されており、掘削するために埋設管の仮設作業に不測の日数を要するため
合 計			16,000,000	0	16,000,000	5,841,000	8,800,000	1,359,000	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	1	氏家水処理センター 1系-1号エアレーター整備	円 12,089,000	円 0	円 12,089,000	円 0	円 0	円 12,089,000	円 0	円 0	世界的なコロナウイルス症候群等の影響に伴い、交換部品の調達に不測の日数を要するため。
合 計			12,089,000	0	12,089,000	0	0	12,089,000	0	0	

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名

大山 純子

生年月日



令和 5 年 5 月 31 日提出

さくら市長 花塚 隆志